

第6章 環境区ごとに重点的に推進する施策

1 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向

先述のとおり、本市は、地形や地質、地域特性が環境区ごとに異なります。そこで、本計画では、環境区ごとに重点的に推進する施策の方向を設定し、地域特性に配慮した施策を展開します。

表6 - 1 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向

環境区	区域名	A1	A2	B	C	D
		環境区分	台地・丘陵地 (鶴見川地下水系)	台地・丘陵地 (多摩川地下水系)	扇状地性低地	低地部
水量	- 1 現状の平常時河川流量を維持する					
	- 2 適切な地下水量を確保する					
	- 3 かん養機能を保全・回復する					
水質	- 1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす					
	- 2 化学物質の環境リスクを低減する					
	- 3 水質保全・監視を充実する					
水生生物	- 1 水生生物の生息生育環境を保全する					
	- 2 多様な水生生物との共生がなされる					
水辺地	- 1 良好な水辺環境を保全する					
	- 2 人と水のふれあいを育む					

(1) 水量

台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、市内河川の源をはじめとする湧水地が存在しています。今後とも人口流入が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられることから、かん養機能を保全・回復すること、現状の平常時河川流量を維持することをめざします。

扇状地性低地(B環境区)では、本市の地下水揚水量の大半を水道事業としてこの環境区で揚水しています。また、低地部(C環境区)は、全体的に都市化が進む一方で、地形や地質より、地盤沈下の未然防止が重要であることから、適切な地下水量を確保すること、現状の平常時河川流量を維持することをめざします。

臨海・埋立地(D環境区)は、過去に地下水の過剰な揚水により大きく地盤沈下を起こした経緯から、地盤沈下を未然に防止するために、適切な地下水量を確保することをめざします。

(2)水質

台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、市内河川の源をはじめとする湧水地が存在しています。また、扇状地性低地(B環境区)は、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、本市の水道事業の水源の一つとなっています。良好な河川水質、地下水質を今後とも維持するために、水質保全・監視を充実していきます。

低地部(C環境区)は、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。臨海・埋立地(D環境区)も、京浜工業地帯に位置し、工場等が多数分布することから、汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざします。また、化学物質の環境リスクを低減することもあわせてめざします。

(3)水生生物

台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、樹林地や農地等の緑や、河川等の水辺、湧水地等の水生生物の生息生育環境が多数残っています。今後とも人口流入が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられることから、水生生物の生息生育環境を保全していくことをめざします。

扇状地性低地から臨海・埋立地(B、C、D環境区)では、全体的に都市化が進んでいるため、身近な公園や河川等の自然も、水生生物の大切な生息生育環境となっています。このため、様々な生息生育環境に合った水生生物との共生がなされることをめざします。

(4)水辺地

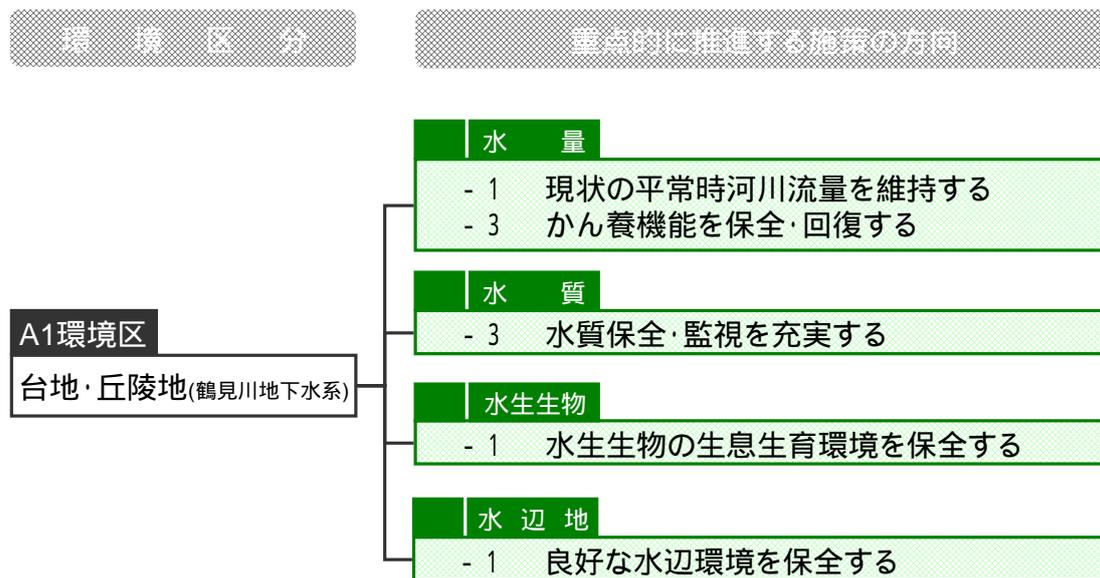
台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、湧水地等の水辺地が多数存在しています。一方で、近年の人口増加と土地利用状況の変化により、水環境を取り巻く状況も変化してきているため、良好な水辺環境を保全していくことをめざします。

扇状地性低地から臨海・埋立地にかけて(B、C、D環境区)は、全体的に都市化が進んでいるため、市民啓発やふれあいの場の提供等、人と水のふれあいを育みます。

2 環境区ごとに推進する主な施策と目標・指標

(1) A1 環境区: 台地・丘陵地(鶴見川地下水系)

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

- (ア) 水量： - 1 現状の平常時河川流量を維持する
 - 3 かん養機能を保全・回復する

A1 環境区は、今後とも土地の宅地化が更に進むと考えられています。健全な水循環を確保するため、宅地化により低下した雨水浸透機能の回復をめざした取組を推進していきます。また、湧水地の保全等に取り組むことで平常時河川流量の維持に努めます。さらに、緑地・農地・樹林地等、かん養機能の保全・回復に寄与する緑の保全、緑化を推進します。

主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 緑の保全・緑化の推進
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 市民による里山の保全・育成
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 雨水の有効活用

「水量の指標」

対象河川	水量の指標	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
麻生川 (耕地橋)	現状の流量を維持すること		0.46 ~ 1.06m ³ /秒
真福寺川 (水車橋前)			0.02 ~ 0.08m ³ /秒

(イ)水質： - 3 水質保全・監視を充実する

近年の人口増加と土地の宅地化、下水道整備等に伴い、A1 環境区の水環境を取り巻く状況は変化してきています。河川及び地下水の水質は概ね良好であるもの、引き続き河川水質の常時監視、地下水質調査を実施するとともに、水質保全対策を推進し、環境基準、環境目標値の達成・維持をめざします。

主な施策

- ・ 水質監視体制の充実
- ・ 生活排水対策
- ・ 地下水質の監視
- ・ 地下水汚染の未然防止
- ・ 汚染地下水等の浄化対策
- ・ 地下水揚水を伴う水道等安全な生活の確保
- ・ 水質事故措置体制の充実
- ・ 水質保全の関係機関の調整

「水質の指標」

水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値	
	BOD	COD
A目標 (三沢川)	5mg/L以下	5mg/L以下
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)	8mg/L以下	8mg/L以下

評価方法：年間データのうちの75%値

水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

対象水域

河川(三沢川)、地下水

対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物： - 1 水生生物の生息生育環境を保全する

近年の人口増加と土地の宅地化等に伴い、A1 環境区の水環境を取り巻く状況は変化してきています。水生生物の生息生育環境の保全・回復を進めるため、市による調査・研究に加え、市民や研究教育機関、NPO 等と連携し、市域に生息する水生生物の情報収集・整理・活用に努めます。

また、樹林地や農地等の緑や、河川等の水辺、湧水地等、水生生物の生息生育環境の保全を図ります。

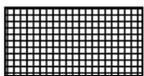
主な施策

- ・ 水生生物の定期調査の充実
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川底の維持管理
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



指 標 (水生生物)	河川名・調査地点名
 B目標水域 ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水環境	麻生川・耕地橋
	片平川・片平橋下
	真福寺川・水車橋前

(工)水辺地： - 1 良好な水辺環境を保全する

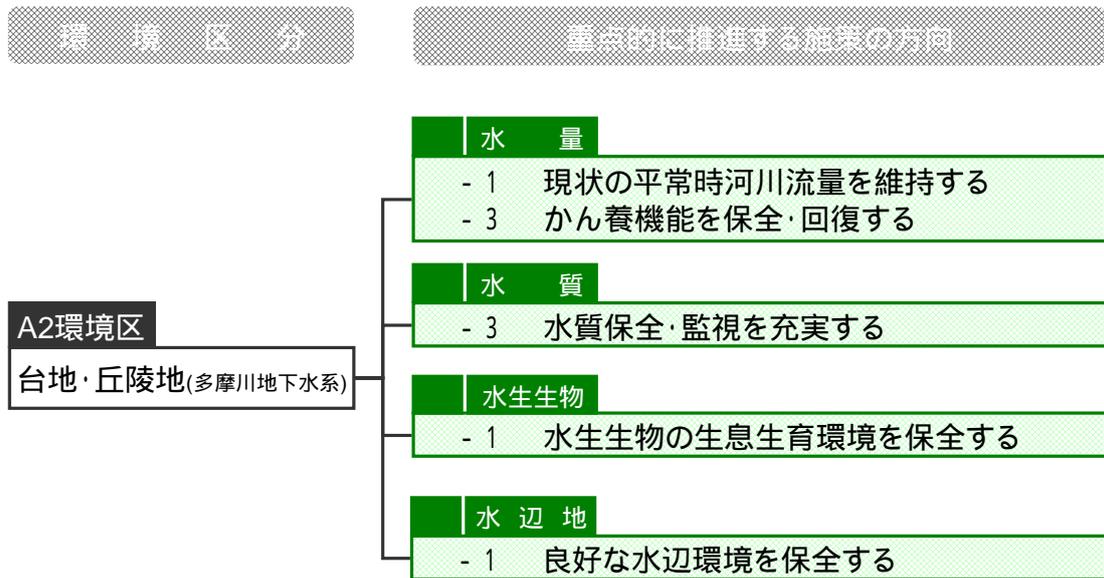
近年の人口増加と土地の宅地化等に伴い、A1 環境区の水環境を取り巻く状況は変化してきています。良好な水辺地の確保に向け、A1 環境区の流域特性、市域特性等に応じた施策を推進するとともに市民と連携した取組を進めていきます。

主な施策

- ・ 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 関係行政機関等との連携
- ・ 市民啓発・参加の場づくり

(2) A2環境区:台地・丘陵地(多摩川地下水系)

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

- (ア)水量： - 1 現状の平常時河川流量を維持する
 - 3 かん養機能を保全・回復する

A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進み、今後とも土地の宅地化が更に進むと考えられています。健全な水循環を確保するため、宅地化により低下した雨水浸透機能の回復をめざした取組を推進していきます。また、緑地・農地・樹林地等、かん養機能の保全・回復に寄与する緑の保全、緑化を推進します。

主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 緑の保全・緑化の推進
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 市民による里山の保全・育成
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 雨水の有効活用

「水量の指標」

対象河川	水量の指標	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
五反田川 (追分橋)	現状の流量を維持すること		0.18 ~ 0.40m ³ /秒
平瀬川 (中之橋)			0.25 ~ 0.79m ³ /秒
有馬川 (五月橋)			0.05 ~ 0.30m ³ /秒

(イ)水質： - 3 水質保全・監視を充実する

A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みました。河川及び地下水の水質は概ね良好であるものの、引き続き河川水質の常時監視、地下水質調査を実施するとともに、水質保全対策を推進し、環境基準、環境目標値の達成をめざします。

主な施策

- ・ 水質監視体制の充実
- ・ 生活排水対策
- ・ 地下水質の監視
- ・ 地下水汚染の未然防止
- ・ 汚染地下水等の浄化対策
- ・ 地下水揚水を伴う水道等安全な生活の確保
- ・ 水質事故措置体制の充実
- ・ 水質保全の関係機関の調整

「水質の指標」

水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

対象項目及び環境目標値

対象水域	対象項目	環境目標値	
		BOD	COD
AA目標 (五反田川・平瀬川)		3mg/L以下	5mg/L以下
C目標 (矢上川・有馬川)		10mg/L以下	10mg/L以下

評価方法：年間データのうちの75%値

水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

対象水域

河川(平瀬川)、地下水

対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物： - 1 水生生物の生息生育環境を保全する

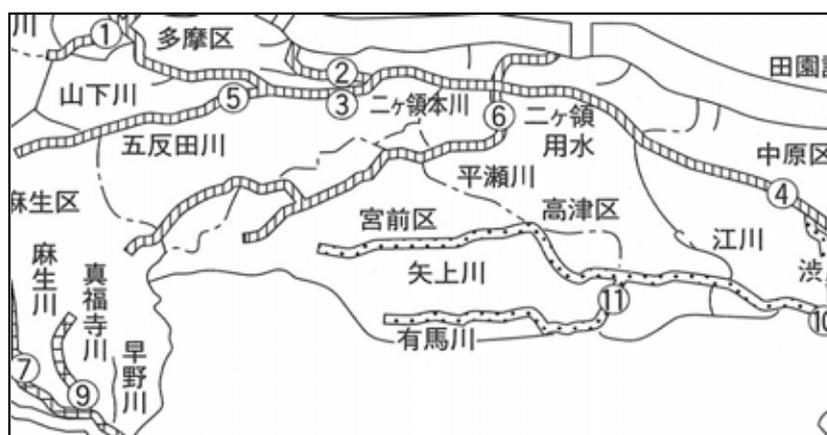
A2環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、自然的土地利用面積も多く、湧水地等の水生生物の生息生育環境も多数存在しています。水生生物の生息生育環境の保全・回復を進めるため、市による調査・研究に加え、市民や研究教育機関、NPO等と連携し、市域に生息する水生生物の情報収集・整理・活用に努めます。また、樹林地や農地等の緑や、河川等の水辺、湧水地等、水生生物の生息生育環境の保全を図ります。

主な施策

- ・ 水生生物の定期調査の充実
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川底の維持管理
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



指 標 (水生生物)	河川名・調査地点名
<p>AA目標水域</p> <p>多様な生物が生息できる水環境</p>	五反田川・大道橋
	平瀬川・正安橋
<p>C目標水域</p> <p>コイ、フナが生息でき不快感のない水環境</p>	有馬川・住吉橋

(工)水辺地： - 1 良好な水辺環境を保全する

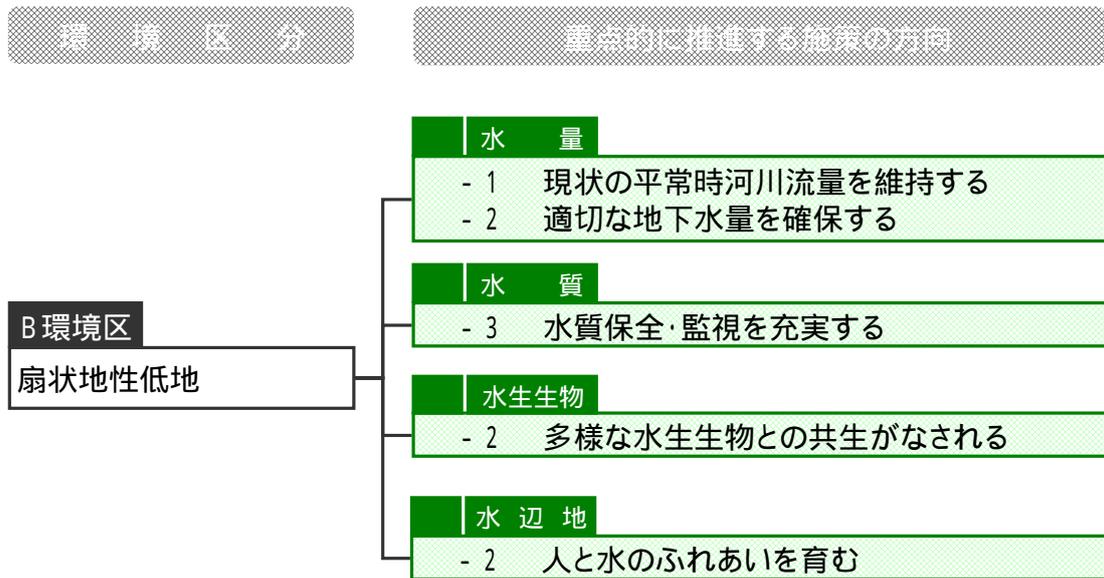
A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、自然的土地利用面積も多く、湧水地等の水生生物の生息生育環境も多数存在しています。良好な水辺地の確保に向け、A2 環境区の流域特性、市域特性等に応じた施策を推進するとともに市民と連携した取組を進めていきます。

主な施策

- ・ 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 関係行政機関等との連携
- ・ 市民啓発・参加の場づくり

(3) B環境区:扇状地性低地

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

- (ア)水量： - 1 現状の平常時河川流量を維持する
 - 2 適切な地下水量を確保する

B環境区の地下水は、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、本市の水道事業の水源の一つとなっています。適切な地下水量を確保するため、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行っていきます。

また、河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに河川環境の再生を推進します。

さらに、身近な緑への散水等も、散水した水のかん養により、地下水量の確保や健全な水循環の確保に寄与します。庭先の植物への水やりや打ち水等、貴重な水資源である雨水の有効活用等を目的とした雨水貯留槽の設置も推進していきます。

主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 地盤沈下、地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の適正管理
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 地形・水文地質の状況把握
- ・ 雨水の有効利用

「水量の指標」

水量の指標1

対象河川	水量の指標1	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
三沢川 (一の橋)		現状の流量を維持すること	0.34 ~ 1.14m ³ /秒

水量の指標2

水量の指標2	指標がめざす方向	現 状(2010年度)
地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること	年間20mm未満

(イ)水質： - 3 水質保全、監視を充実する

B環境区の地下水は、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、本市の水道事業の水源の一つとなっています。河川及び地下水の水質は概ね良好であるもの、特に地下水汚染の未然防止のため、引き続き地下水質調査、水質保全対策を推進し、環境基準、環境目標値の達成をめざします。

主な施策

- ・ 水質監視体制の充実
- ・ 生活排水対策
- ・ 地下水質の監視
- ・ 地下水汚染の未然防止
- ・ 汚染地下水等の浄化対策
- ・ 地下水揚水を伴う水道等安全な生活の確保
- ・ 水質事故措置体制の充実
- ・ 水質保全の関係機関の調整

「水質の指標」

水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値	
	BOD	COD
AA目標 (二ヶ領用水・平瀬川)	3mg/L以下	5mg/L以下
A目標 (三沢川)	5mg/L以下	5mg/L以下

評価方法：年間データのうちの75%値

水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

対象水域

河川(二ヶ領用水、平瀬川)、地下水

対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物： - 2 多様な水生生物との共生がなされる

B環境区は、農地が多く残っているものの、市街化も進行しています。市街化が進んだB環境区においては、身近な公園や河川等の自然も水生生物にとっては、大切な生息生育環境となっています。水生生物とその生息環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

主な施策

- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 水生生物の定期調査の充実

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



指 標 (水生生物)	河川名・調査地点名
	三沢川・下の橋
	二ヶ領用水宿河原線・東名高速下
	二ヶ領本川・ひみず橋

(工)水辺地： - 2 人と水のふれあいを育む

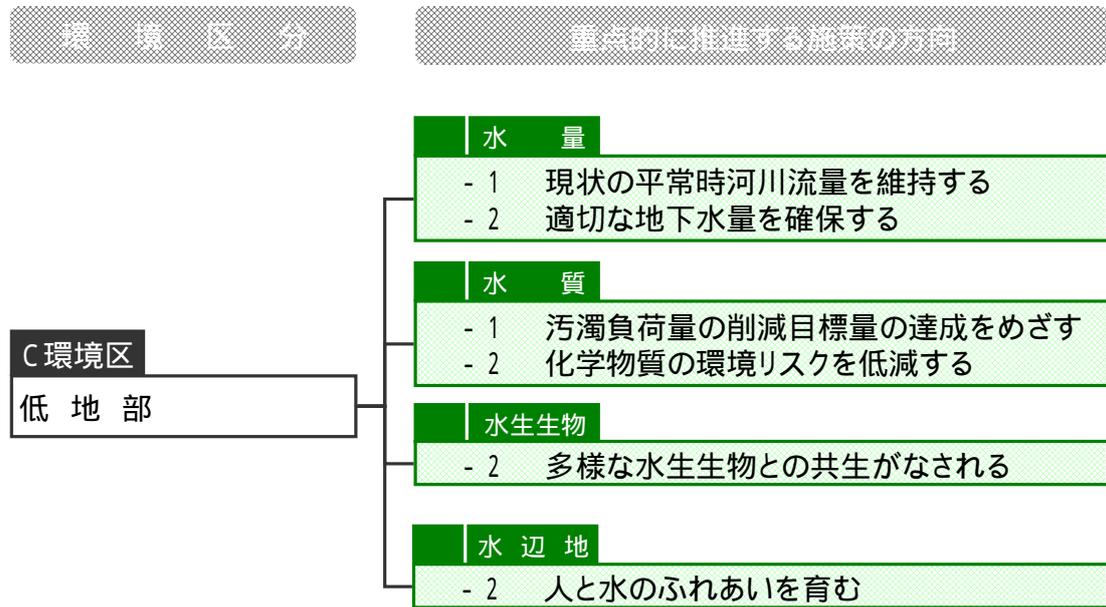
B環境区は、農地が多く残っているものの、市街化も進行しています。人と水のふれあいを育むため、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

主な施策

- ・ 保全意識の共有
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- ・ 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- ・ 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
- ・ 身近な公園などコミュニティの場づくり
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 生田浄水場機能縮小後の跡地利用の検討
- ・ 関係行政機関等との連携

(4) C環境区:低地部

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

- (ア)水量： - 1 現状の平常時河川流量を維持する
 - 2 適切な地下水量を確保する

Ｃ環境区は、沖積層、洪積層が分布し、部分的に埋没谷地形が伏在していることから、地下水位の低下による地盤沈下の未然防止が重要な課題となっています。適切な地下水量を確保するため、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行っていきます。

また、河川改修等とあわせた河川の水深の確保等、流れの状態の保全につながる取組の検討を進めます。

さらに、身近な緑への散水等も、散水した水のかん養により、地下水量の確保や健全な水循環の確保に寄与します。庭先の植物への水やりや打ち水等、貴重な水資源である雨水の有効活用等を目的とした雨水貯留槽の設置も推進していきます。

主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 地盤沈下、地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の適正管理
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 地形・水文地質の状況把握
- ・ 雨水の有効利用

「水量の指標」

水量の指標1

対象河川	水量の指標1	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
矢上川 (日吉橋)		現状の流量を維持すること	0.34 ~ 0.75m ³ /秒

水量の指標2

水量の指標2	指標がめざす方向	現 状(2010年度)
地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること	年間20mm未満

- (イ) 水質: - 1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす
 - 2 化学物質の環境リスクを低減する

C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。法・市条例に基づく工場等発生源に対する監視・指導を行うとともに、排水処理施設等の適正管理の促進を図ります。また、下水道終末処理場に高度処理を導入し、汚濁負荷量の削減を図ります。

主な施策

- ・ 排水の監視・指導の徹底
- ・ 浄化槽の適正管理
- ・ 下水道施設の整備と適切な維持管理
- ・ 下水道事業の効率的な運営
- ・ 化学物質対策の総合的な推進
- ・ 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
- ・ 有害化学物質の調査の充実
- ・ 計画的・科学的環境施策の推進

「水質の指標」

水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

対象項目及び環境目標値

対象項目	環境目標値	
	BOD	COD
対象水域 AA目標 (二ヶ領用水)	3mg/L以下	5mg/L以下
C目標 (矢上川・渋川)	10mg/L以下	10mg/L以下

評価方法: 年間データのうちの75%値

水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

対象水域

河川(二ヶ領用水)、地下水

対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106 ~ 107)」参照

(ウ)水生生物： - 2 多様な水生生物との共生がなされる

C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。都市化が進んだC環境区においては、身近な公園や河川等の自然も水生生物にとっては、大切な生息生育環境となっています。また、多摩川から供給される魚類の増加が見られる等、都市域での貴重な水生生物とその生息生育環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

主な施策

- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 水生生物の定期調査の充実

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



環境目標(水生生物)	河川名・調査地点名
 <p>AA目標水域 多様な生物が生息できる水環境</p>	二ヶ領用水円筒分水 downstream・今井上橋
 <p>C目標水域 コイ、ナガが生息でき不快のない水環境</p>	矢上川・日吉橋
	渋川・八幡橋

(エ)水辺地： - 2 人と水のふれあいを育む

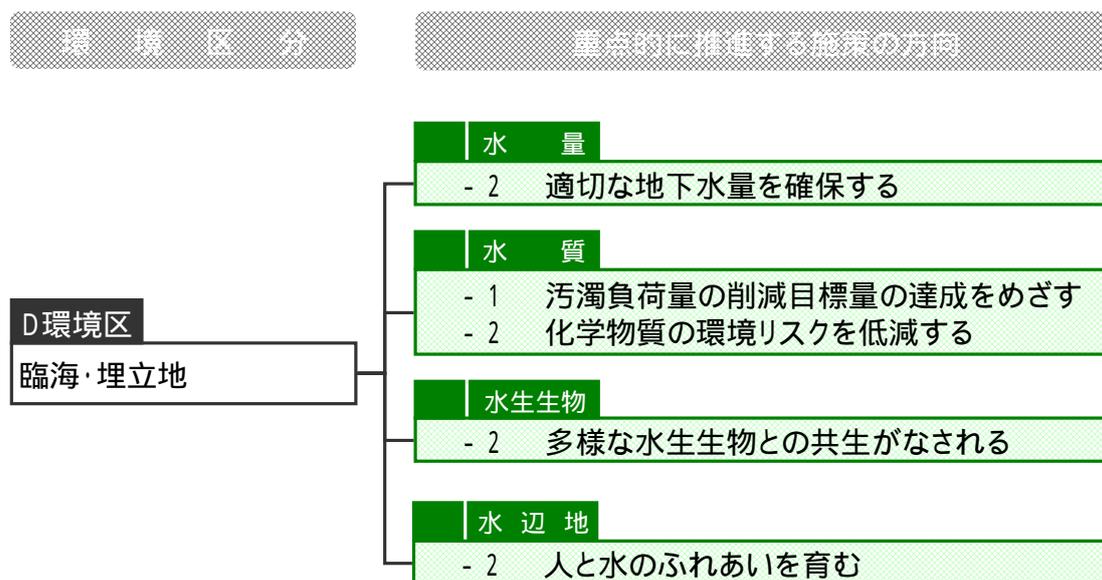
C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。また、C環境区には、二ヶ領用水、円筒分水といった貴重な歴史遺産もあり、人と水のふれあいを育むため、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

主な施策

- ・ 保全意識の共有
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- ・ 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- ・ 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
- ・ 身近な公園などコミュニティの場づくり
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 関係行政機関等との連携

(5) D環境区:臨海・埋立地

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

(ア)水量： - 2 適切な地下水量を確保する

D環境区は、多摩川の沖積低地と東京湾の浅瀬を利用して明治以降に埋め立てられた人工地盤で、沖積層、洪積層が分布しています。D環境区では、過去に地下水の過剰な揚水により、大きく地盤沈下を起こした経緯があり、地盤沈下の未然防止が重要な課題となっています。適切な地下水量を確保するため、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行っていきます。

また、身近な緑への散水等も、散水した水のかん養により、地下水量の確保や健全な水循環の確保に寄与します。庭先の植物への水やりや打ち水等、貴重な水資源である雨水の有効活用等を目的とした雨水貯留槽の設置も推進していきます。

主な施策

- ・ 地盤沈下、地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の適正管理
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 地形・水文地質の状況把握
- ・ 雨水の有効利用

「水量の指標」

水量の指標	指標がめざす方向	現 状(2010年度)
地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること	年間20mm未満

- (イ)水質: - 1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす
 - 2 化学物質の環境リスクを低減する

D環境区は、臨海工業地帯に位置し、化学物質を取扱う事業場が立地していることから、化学物質による環境汚染の未然防止を行うとともに、リスク低減に向けて行動することが大切です。法・市条例に基づく工場等発生源に対する監視・指導を行うとともに、環境リスクの実態を把握し、その情報を広く提供していきます。また、排水処理施設等の適正管理の促進を図ります。

主な施策

- ・ 排水の監視・指導の徹底
- ・ 浄化槽の適正管理
- ・ 下水道施設の整備と適切な維持管理
- ・ 下水道事業の効率的な運営
- ・ 化学物質対策の総合的な推進
- ・ 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
- ・ 有害化学物質の調査の充実
- ・ 計画的・科学的環境施策の推進

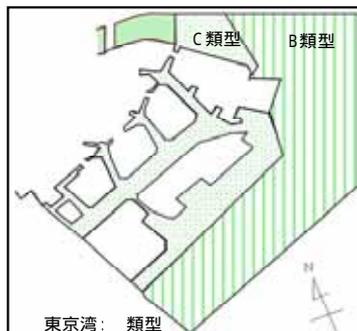
「水質の指標」

水質の指標1(環境基準)

生活環境の保全に関する環境基準

対象項目及び環境基準

類 型	項 目	環 境 基 準 値
B 類型・ 類型	COD	3mg/L以下
	全窒素	1mg/L以下
	全燐	0.09mg/L以下
C 類型・ 類型	COD	8mg/L以下
	全窒素	1mg/L以下
	全燐	0.09mg/L以下



番号	測定地点	類型	生活環境項目	健康項目	要監視項目	その他の項目
1	沖合部 浮島沖	B 類型				
2	東扇島沖	B 類型				
3	扇島沖	B 類型				
4	京浜運河千鳥町	C 類型				
5	東扇島防波堤西	C 類型				
6	京浜運河扇町	C 類型				
7	運河部 末広運河先	C 類型				
8	大師運河先	C 類型				
9	夜光運河先	C 類型				
10	桜堀運河先	C 類型				
11	池上運河先	C 類型				
12	南渡田運河先	C 類型				

水質の指標2(環境基準)

健康項目の環境基準

対象水域

地下水

対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106 ~ 107)」参照

(ウ)水生生物： - 2 多様な水生生物との共生がなされる

D環境区は、臨海工業地帯に位置し、身近な公園や海等の自然も水生生物にとっては大切な生息生育環境となっています。水質等の改善により、一時途絶えていた魚類等の水生生物が調査により確認されています。水生生物とその生息生育環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

主な施策

- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 水生生物の定期調査の充実

「水生生物の指標」

調査項目	項 目
魚介類潜水観察調査	水中に生息している魚介類(魚類及びメガロベントス ¹)の種類、生息状況の観察・記録
底生生物採集調査	採泥器を使用して、生息している底生生物(マクロベントス ²)を採集し種類、生息状況の記録

1 メガロベントス：ナマコ、ヒトデ、カニなど大型の底生生物

2 マクロベントス：ゴカイ、二枚貝など小型の底生生物



(工)水辺地： - 2 人と水のふれあいを育む

D環境区は、東扇島西公園、東公園等が整備され、西公園では海釣りを楽しめる場となっています。また、東公園は本市初の人工海浜が造られ、四季を通じて多様な生物が生息生育しています。D環境区においては、人と水のふれあいを育むため、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

主な施策

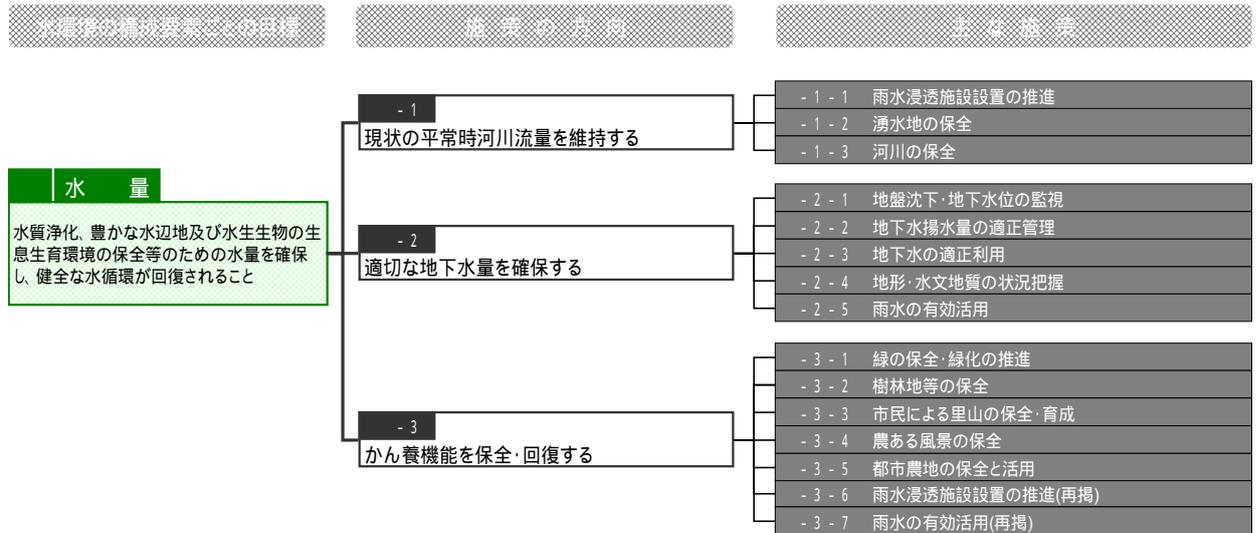
- ・ 保全意識の共有
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- ・ 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- ・ 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
- ・ 身近な公園などコミュニティの場づくり
- ・ 関係行政機関等との連携

第7章 水環境保全に向けた取組

第4章で定めた水環境の4つの構成要素ごとの目標を達成するための施策の方向、主な施策及び取組は次のとおりです。

1 水量に関する取組

(1) 水量に関する取組の体系



(2) 水量に関する取組の内容

- 1 現状の平常時河川流量を維持する

平常時河川流量の確保に当たっては、水の循環が健全な状態に保全されていることが望ましいといえます。現状の平常時河川流量を維持するため、近年の宅地化等土地利用の変化に伴い低下した雨水浸透機能の回復、湧水の保全等の取組を進めます。

また、平常時河川流量の減少は、生物の生育生息環境の減少、親水性の低下等につながることから、河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに、河川環境の再生を推進します。

施策の方向	主な施策
現状の平常時河川流量を維持する	雨水浸透施設設置の推進
	湧水地の保全
	河川の保全

- 1 - 1 雨水浸透施設設置の推進

近年の宅地化等土地利用状況の変化に伴い低下した、雨水浸透機能の回復に向け、雨水浸透施設設置を推進します。

- ・ 公共事業での雨水浸透施設設置の促進
- ・ 民間事業での雨水浸透施設設置推進のための制度整備
- ・ 雨水流出抑制施設技術指針(浸透併用編)に基づく指導

- 1 - 2 湧水地の保全

市や研究教育機関、NPO 等との連携による湧水地の調査を実施します。また、森林・緑地、湧水地等の整備に努めます。

- ・ 湧水地の現地調査
- ・ 湧水地かん養域の把握
- ・ 森林・緑地等の保全
- ・ 湧水地の整備

- 1 - 3 河川の保全

河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに河川環境の再生を推進します。

- ・ 河川の整備及び適切な維持管理

- 2 適切な地下水量を確保する

適切な地下水量を確保するため、飲料水、工業用水などとして様々な形で利用されている地下水について、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行います。また、地下水と地盤環境は密接な関係にあるため、地盤環境情報の収集、整理をあわせて行っていきます。

施策の方向	主な施策
適切な地下水量を確保する	地盤沈下・地下水位の監視
	地下水揚水量の適正管理
	地下水の適正利用
	地形・水文地質の状況把握
	雨水の有効活用

- 2 - 1 地盤沈下、地下水位の監視

地下水動向、地盤沈下の未然防止、早期発見のため、市内11箇所の観測井における地下水位の変動を監視します。また、市条例等に基づき、対象揚水事業者の地下水揚水量を把握するとともに、精密水準測量を実施し、地盤沈下の監視、地盤変動の把握を行います。さらに、地下水を過剰に揚水することによる地下水への海水の流入、深部の塩水を含む地層からの地下水への塩分混入状況を把握するため、地下水塩水化調査を行います。

- ・ 地下水位観測井による地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の把握
- ・ 水準測量等による地盤沈下調査
- ・ 地下水塩水化調査

- 2 - 2 地下水揚水量の適正管理

工業用水法、市条例に基づく対象揚水事業者に対する指導等を行います。

- ・ 対象揚水事業者に対する適正揚水の指導
- ・ 工業用水法による井戸構造の制限
- ・ 地下水揚水量の把握(再掲)

- 2 - 3 地下水の適正利用

水道事業の水源、災害用井戸等、地下水の過剰な揚水とならない範囲内での地下水の適正な利用を図ります。

- ・ 災害時飲料水等供給源確保対策事業の推進
- ・ 公共施設等での生活用水や散水としての地下水利用
- ・ 水道事業及び工業用水道事業における地下水の適正利用

- 2 - 4 地形・水文地質の状況把握

地下水と密接に関係する地質構造の解明のため、地質調査データを収集整理します。また、地盤環境情報をデータベース化し、情報提供します。

- ・ 地質調査データの収集整理
- ・ 地盤環境情報のデータベース化

- 2 - 5 雨水の有効活用

庭先の植物への水やりや打ち水等に雨水を有効活用し、ヒートアイランド対策、温暖化対策等を進めるため、雨水貯留槽の設置を推進します。

- ・ 住宅への雨水貯留槽設置推進

- 3 かん養機能を保全・回復する

本市では、近年の宅地化等土地利用の変化に伴い、以前と比較し雨水浸透機能が大きく低下してきています。雨水浸透機能の低下により、かん養機能が低下し、健全な水の循環が損なわれてきており、結果として平常時河川流量の減少、湧水の枯渇等、生活環境への影響が懸念されております。

そこで、健全な水循環を回復するため、かん養機能の保全・回復に向けた緑地や農地の保全、雨水浸透施設の設置等の取組を推進していきます。

施策の方向	主な施策
かん養機能を保全・回復する	緑の保全・緑化の推進
	樹林地等の保全
	市民による里山の保全・育成
	農ある風景の保全
	都市農地の保全と活用
	雨水浸透施設設置の推進(再掲)
	雨水の有効活用(再掲)

- 3 - 1 緑の保全・緑化の推進

かん養機能の保全・回復につながる緑地の保全等に関する取組を、総合的に推進します。

- ・ 「緑の基本計画」に基づく施策の展開

- 3 - 2 樹林地等の保全

本市に残された貴重な緑の保全と育成のための用地取得や、公有化された緑地の整備を進めます。

- ・ 計画的な特別緑地保全地区の用地取得
- ・ 特別緑地保全地区の整備

- 3 - 3 市民による里山の保全・育成

保全施策の講じられた樹林地等について、植生の管理及び安全の観点を含めて、市民協働により適切に維持管理を行います。

- ・ 市民協働による緑地保全管理の推進

- 3 - 4 農ある風景の保全

本市北部の樹林地を、農業振興施策と連携して保全します。

- ・ 樹林地や休耕田跡地の再生方法等の調査・研究活動

- 3 - 5 都市農地の保全と活用

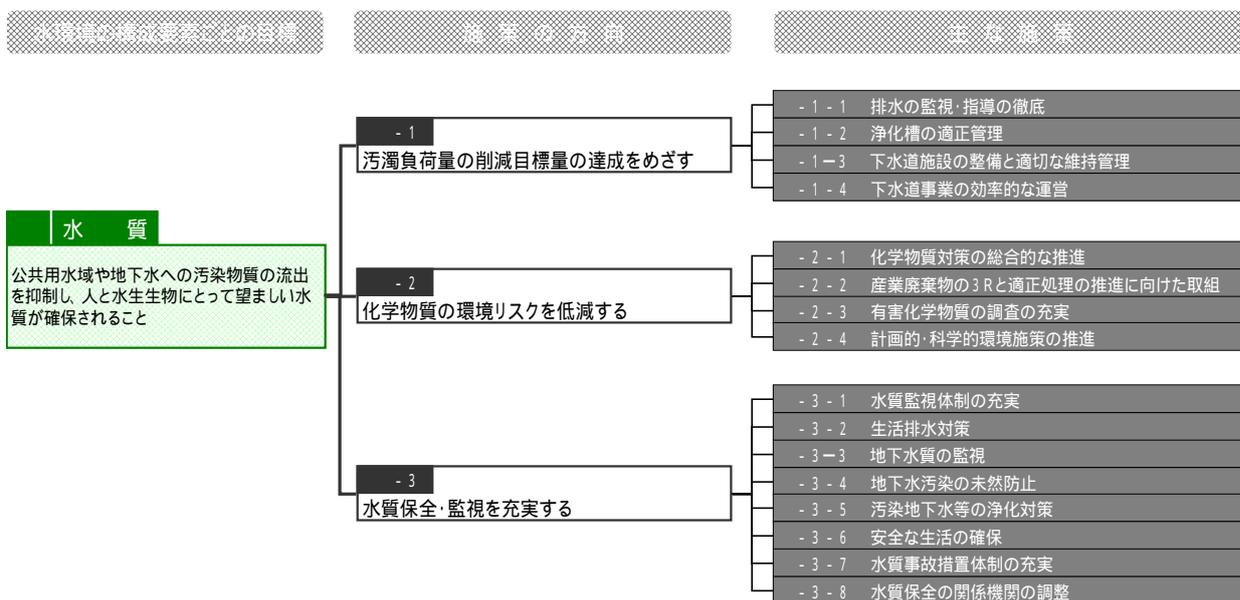
市街化区域内農地の良好な保全を実現するために、生産緑地地区の指定・変更等を行います。

- ・ 生産緑地地区指定推進

- 3 - 6 雨水浸透施設設置の推進(再掲)
 - 1 - 1 参照
- 3 - 7 雨水の有効活用(再掲)
 - 2 - 5 参照

2 水質に関する取組

(1) 水質に関する取組の体系



(2)水質に関する取組の内容

- 1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす

法・市条例に基づき、工場等の発生源に対する監視・指導を行うとともに、排水処理施設の適正管理の促進を図ります。また、東京湾の汚濁負荷量を削減するため、総量削減計画に基づく常時監視対象事業場に対する汚濁負荷量の監視を継続して行います。また、下水道終末処理場に高度処理設備の導入を図ります。

施策の方向	主な施策
汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす	排水の監視・指導の徹底
	浄化槽の適正管理
	下水道施設の整備と適切な維持管理
	下水道事業の効率的な運営

- 1 - 1 排水の監視・指導の徹底

工場等への立入調査を継続して実施します。

- ・ 事業場排水の規制・監視の強化
- ・ 小規模事業場の監視強化
- ・ 法・市条例に基づく排水検査
- ・ 自主検査の実施指導

- 1 - 2 浄化槽の適正管理

浄化槽の設置及び維持管理に関しては「川崎市浄化槽指導要綱」に基づき指導を行います。また、法の対象となる大規模な浄化槽については、立入検査、維持管理指導等を強化します。

- ・ 「川崎市浄化槽指導要綱」に基づく浄化槽の設置及び維持管理指導
- ・ 下水道整備計画区域外における既存単独浄化槽の合併処理浄化槽への設置替えの促進
- ・ 適切な維持管理の指導

- 1 - 3 下水道施設の整備と適切な維持管理

汚水の処理人口普及率は 2011(平成 23)年度末時点で 99.3%に達しており、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。今後も汚水の処理人口普及率 100%達成を目指し、下水道未整備地区の解消を図っていきます。また、環境基準の達成、東京湾の赤潮の発生原因でもある富栄養化の防止といった公共用水域の水質保全を目的として、高度処理施設の導入を図っていきます。さらに、雨の日に合流式下水道の雨水吐き口やポンプ場などから放流される雨水吐きからの放流水の水質改善や放流回数の削減を図るため、きょう雑物を取り除くスクリーンの設置や、雨水滞水池・雨水貯留管の整備を行うとともに、水質改善に有効なポンプの運転を行うことにより、合流式下水道の改善を図っていきます。

- ・ 下水道管きょ施設の効率的な維持管理
- ・ 管きょ施設(汚水・雨水)の整備
- ・ 高度処理事業の推進
- ・ 合流式下水道の改善の推進
- ・ 有害物質等の下水道への排出量削減のための指導・啓発
- ・ 既設処理施設における放流水中の窒素・りん削減等の水質管理に係る調査・検討

- 1 - 4 下水道事業の効率的な運営

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するための課題解決に向け、高度処理、合流改善等について既存施設を最大限活用した技術開発を進めます。

- ・ 下水道に関する基本計画の策定・改定並びに下水道事業の運営
- ・ 下水道技術に関する調査研究

- 2 化学物質の環境リスクを低減する

化学物質による環境汚染の未然防止等の観点から、市民・事業者・行政は、化学物質についての情報共有を図りながら、リスク低減に向けてそれぞれの立場で行動することが大切です。市は、事業者や市民の取組を支援し、必要な規制や監視を実施するとともに、環境リスクの実態を把握し、その情報を広く提供します。市民・事業者・行政が協働して化学物質のリスク低減に取り組み、化学物質による環境汚染がなく、健康で安心して暮らせるまちを実現します。

施策の方向	主な施策
化学物質の環境リスクを低減する	化学物質対策の総合的な推進
	産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
	有害化学物質の調査の充実
	計画的・科学的環境施策の推進

- 2 - 1 化学物質対策の総合的な推進

事業者による化学物質の自主管理を促進し、環境汚染の未然防止及び環境リスクの低減を図ります。また、環境基準及び指針値が設定されている化学物質について、重点的に排出実態調査と抑制指導に取り組みます。

- ・ PRTR法に基づく届出書の受理・送付
- ・ 市内届出排出量の把握・集計・公表
- ・ 化学物質の環境実態調査の実施
- ・ 大気、水質等の調査及び発生源の監視

- 2 - 2 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組

化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく3Rと適正処理の促進や不法投棄等の防止等に向け、排出事業者等に指導を行います。

- ・ 産業廃棄物処理施設設置等の許可に係る指導等による適正処理の推進

- 2 - 3 有害化学物質の調査の充実

定期的に水質及び底質の調査を実施し、水質状況の把握に努めます。

- ・ 水質及び底質の有害物質の実態調査の充実

- 2 - 4 計画的・科学的環境施策の推進

外部研究機関、優れた環境技術を有する企業等と連携しながら、化学物質等に関する総合的な研究を進めます。

- ・ 化学物質等に関する環境保全・改善に向けた調査研究を行うとともに、その成果を環境施策へ反映し、計画的・科学的な環境施策を推進

- 3 水質保全・監視を充実する

河川や海域等の常時監視を引き続き実施するとともに、公共用水域における水質保全対策を推進します。地下水については、市による地下水調査を充実させるとともに、工場等に対する監視・指導・助言を徹底し、地下水汚染を未然に防止します。
また、河川の流域自治体や東京湾岸自治体と連携し、水質事故対策を進めます。

施策の方向	主な施策
水質保全・監視を充実する	水質監視体制の充実
	生活排水対策
	地下水質の監視
	地下水汚染の未然防止
	汚染地下水等の浄化対策
	安全な生活の確保
	水質事故措置体制の充実
	水質保全の関係機関の調整

- 3 - 1 水質監視体制の充実

水質及び水生生物の調査を定期的実施し、水質状況の把握に努め、水質浄化に役立てます。

- ・ 水質定期調査の充実
- ・ 水質及び底質の有害物質の実態調査の充実(再掲)

- 3 - 2 生活排水対策

生活排水対策について普及・啓発を図り、市民の水環境への関心を高めるとともに生活排水に起因する汚濁負荷量の低減をめざします。

- ・ 「川崎市生活排水対策に関する指針」に基づく普及・啓発

- 3 - 3 地下水質の監視

地下水汚染は、発見が遅れたり浄化対策が遅れたりすると、汚染が拡大し、周辺環境に影響を与えるため、地下水質調査により地下水の水質状況を把握します。

- ・ 地下水概況調査、継続監視調査による市域の汚染状況の把握
- ・ 特定有害物質等製造事業者の地下水の水質状況の把握
- ・ 環境基準を達成していない地域での追跡調査・事業者指導
- ・ 水道水源地域内における水道用等さく井の水質検査

- 3 - 4 地下水汚染の未然防止

地下水質調査を充実させるとともに、工場等に対する監視・指導・助言を徹底し、地下水汚染を未然に防止します。

- ・ 本市全域における特定物質の製造等を行う作業に係る水等の地下浸透禁止の指導
- ・ 水道水源地域における特定有害物質等の公共用水域への排出禁止の指導
- ・ PRTR法に基づく事業者指導
- ・ 産業廃棄物の適正処理の指導
- ・ 環境保全型農業の推進並びに農薬の適正使用及び適正施肥の農業者指導

- 3 - 5 汚染地下水等の浄化対策

汚染地下水の浄化対策として、土壤汚染対策法、市条例等に基づく指導等を行います。

- ・ 汚染原因者への処理対策等実施の勧告・命令
- ・ 土壤汚染に係る調査及び土壤汚染処理対策の実施の指導・助言

- 3 - 6 安全な生活の確保

地下水利用の飲料水供給施設への監視・指導等を実施し、安全で衛生的な飲料水を確保します。

- ・ 地下水揚水を伴う専用水道、小規模水道等の監視、指導及び水質検査の実施

- 3 - 7 水質事故措置体制の充実

水質事故時の連絡体制、原因究明及び事故未然防止体制を確立するため「川崎市異常水質事故対策要領」に基づく対応を拡充します。

- ・ 「川崎市異常水質事故対策要領」に基づく措置体制の充実

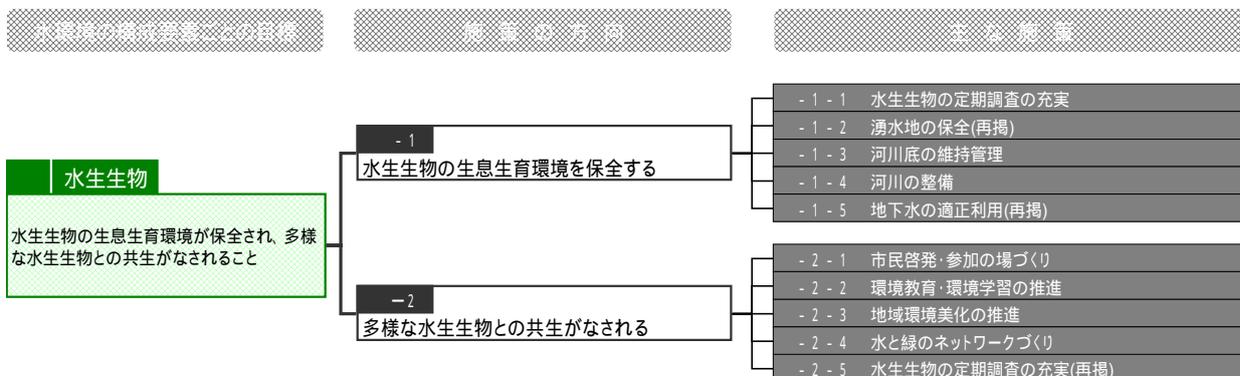
- 3 - 8 水質保全の関係機関の調整

良好な水環境の保全に関連する環境整備事業の総合的な調整を図るため、庁内に計画推進委員会を設置し、計画を推進します。

- ・ 計画推進委員会の運営
- ・ 多摩川の水質保全の要請
- ・ 国・近隣都市との連絡会等における情報交換

3 水生生物に関する取組

(1) 水生生物に関する取組の体系



(2)水生生物に関する取組の内容

- 1 水生生物の生息生育環境を保全する

水生生物の生息生育環境の保全・回復を進めるため、市による調査・研究に加え、市民や研究教育機関、NPO等と連携し、市域に生息する水生生物の情報収集・整理・活用に努めます。

また、樹林地や農地等の緑や、河川や海域の水辺、湧水地等、水生生物の生息生育環境の保全を図ります。

施策の方向	主な施策
水生生物の生息生育環境を保全する	水生生物の定期調査の充実
	湧水地の保全(再掲)
	河川底の維持管理
	河川の整備
	地下水の適正利用(再掲)

- 1 - 1 水生生物の定期調査の充実

定期的に水生生物の調査を実施し、状況把握に努めます。

- ・ 生物定期調査の実施
- ・ 河川・干潟・湧水地・海域での生物調査の実施

- 1 - 2 湧水地の保全(再掲)

- 1 - 2 参照

- 1 - 3 河川底の維持管理

きれいな河底を維持するため、ヘドロやゴミ等を除去し、河川底の維持補修を継続的に行います。

- ・ ヘドロ・ゴミ等の除去

- 1 - 4 河川の整備

河川の改修により治水の安全性を高めるとともに、地域意見を反映しながら、親しみのある水辺空間の確保や環境に配慮した護岸等の改修事業を推進します。

- ・ 河川改修、魚道設置、河床整備の推進

- 1 - 5 地下水の適正利用(再掲)

- 2 - 3 参照

- 2 多様な水生生物との共生がなされる

都市化が進んだ本市においては、身近な公園や河川等の自然も、水生生物にとっては大切な生息生育環境となっています。市域に生息する水生生物とその生育生息環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

施策の方向	主な施策
多様な水生生物との共生がなされる	市民啓発・参加の場づくり
	環境教育・環境学習の推進
	地域環境美化の推進
	水と緑のネットワークづくり
	水生生物の定期調査の充実(再掲)

- 2 - 1 市民啓発・参加の場づくり

市民の水環境に対する関心を高め、環境にやさしい生活様式の普及に努めます。

- ・ 環境学習支援事業(市民団体、小学校他)

- 2 - 2 環境教育・環境学習の推進

市民・事業者に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、教材プログラム、人材育成、情報発信を充実します。

- ・ 「川崎市環境教育・学習基本方針」に基づく取組の推進
- ・ 水生生物の調査研究成果を活かした環境教育・学習を推進
- ・ 市民等の環境保全活動等への支援
- ・ パートナーシップ型市民組織活動の推進

- 2 - 3 地域環境美化の推進

美化運動実施団体に対する支援を行うとともに、市民・事業者・市民団体等との協働による美化活動を推進します。

- ・ 多摩川美化活動の推進

- 2 - 4 水と緑のネットワークづくり

水辺は身近な憩いの場であり、コミュニティの場としての特徴を活かし、河川や水路に隣接する道路等の緑化を図り、水辺との一体的な空間を創出することで、水と緑のネットワークの形成を推進します。

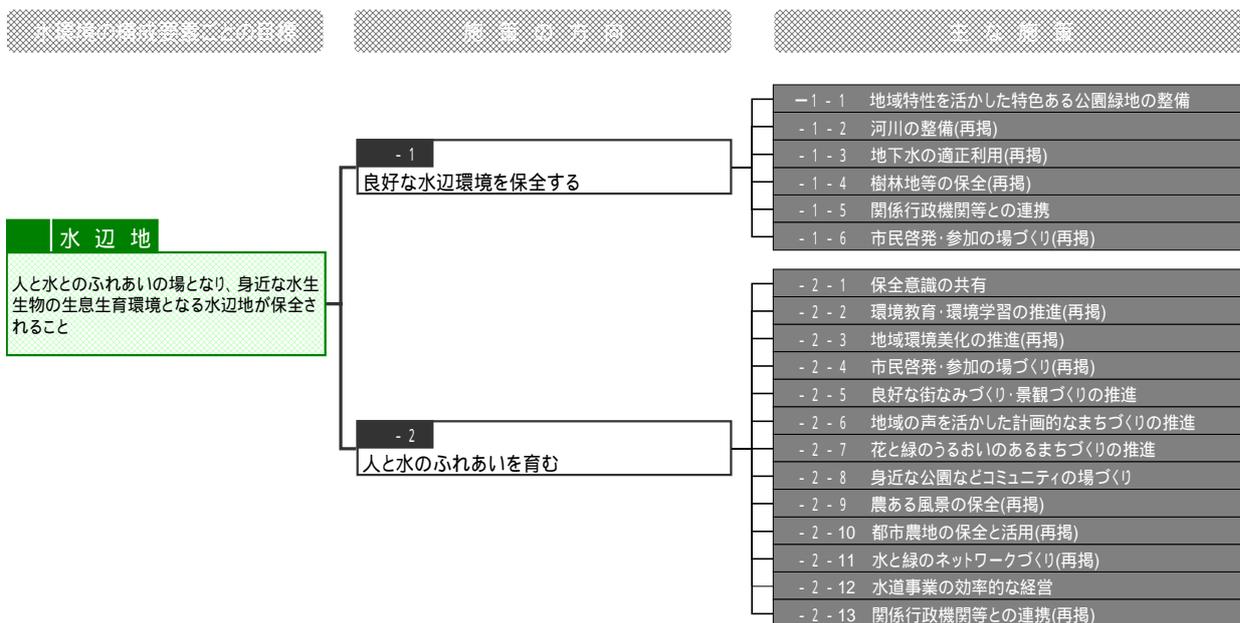
- ・ 水路の適切な維持整備の推進
- ・ 河川の整備(- 1 - 4 参照)

- 2 - 5 水生生物の定期調査の充実(再掲)

- ・ - 1 - 1 参照

4 水辺地に関する取組

(1) 水辺地に関する取組の体系



(2)水辺地に関する取組の内容

- 1 良好な水辺環境を保全する

自然の水辺が本来持つ様々な機能を回復させ、親水性を高めるなど、水辺環境の保全、整備を進めます。
また、親しみのある水辺環境の整備を、市民や地域とのパートナーシップ、ワークショップ等を活用しながら進めます。

施策の方向	主な施策
良好な水辺環境を保全する	地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
	河川の整備(再掲)
	地下水の適正利用(再掲)
	樹林地等の保全(再掲)
	関係行政機関等との連携
	市民啓発・参加の場づくり(再掲)

- 1 - 1 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備を進めます。
・ 緑地整備事業(等々力緑地・生田緑地・菅生緑地・緑ヶ丘霊園・早野聖地公園)
- 1 - 2 河川の整備(再掲)
 - 1 - 4 参照
- 1 - 3 地下水の適正利用(再掲)
 - 2 - 3 参照
- 1 - 4 樹林地等の保全(再掲)
 - 3 - 2 参照
- 1 - 5 関係行政機関等との連携
良好な水環境を保全するため、関係行政機関等と連携を図っていきます。
・ 国・近隣都市との連絡会等における情報交換(再掲)
- 1 - 6 市民啓発・参加の場づくり(再掲)
 - 2 - 1 参照

- 2 人と水のふれあいを育む

緑や水、水生生物と触れ合うことができ、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

また、自然観察会など水生生物とふれあう機会の創出や情報提供を行い、水生生物とのふれあいを求める市民のニーズに応えるとともに、自然や地域に対する関心や理解の醸成に努めます。

施策の方向	主な施策
人と水のふれあいを育む	保全意識の共有
	環境教育・環境学習の推進(再掲)
	地域環境美化の推進(再掲)
	市民啓発・参加の場づくり(再掲)
	良好な街なみづくり・景観づくりの推進
	地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
	花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
	身近な公園などコミュニティの場づくり
	農ある風景の保全(再掲)
	都市農地の保全と活用(再掲)
	水と緑のネットワークづくり(再掲)
	水道事業の効率的な経営
	関係行政機関等との連携(再掲)

- 2 - 1 保全意識の共有

緑と水、水生生物と触れ合うことができ、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

- ・ 観察会など教育活動の充実・観察会等の実施
- ・ パンフレットの作成・配布など広報活動の推進
- ・ 湧水地に関するホームページの開設、更新
- ・ 湧水地の環境整備の推進
- ・ 住民参加による多自然河川の整備推進

- 2 - 2 環境教育・環境学習の推進(再掲)

- 2 - 2 参照

- 2 - 3 地域環境美化の推進(再掲)

- 2 - 3 参照

- 2 - 4 市民啓発・参加の場づくり(再掲)

- 2 - 1 参照

- 2 - 5 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
豊かな自然環境を都市の景観に活かして、自然と調和したうるおいのある街なみ形成を進めます。
 - ・ 公共空間景観形成ガイドラインに基づく取組の促進
 - ・ 多摩川景観形成ガイドラインを活用した景観づくりの誘導等
- 2 - 6 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
市民と行政の協働によるきめ細やかなまちづくりを推進します。
 - ・ 市民と行政の協働によるきめ細やかなまちづくりの推進
- 2 - 7 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
公共施設の緑化の推進、事業所緑化の促進、民有地に対する緑化誘導等、法、条例等に基づく緑化制度を活用し、豊かなまちづくりに取り組みます。
 - ・ 公共施設緑化の推進
 - ・ 地域緑化推進地区の認定
 - ・ 「かわさき臨海のもりづくり」の推進
- 2 - 8 身近な公園などコミュニティの場づくり
地域の集い・憩いの場となる街区公園や景観に資する都市緑地等の整備を行い、うるおいのある空間の創出を図ります。
 - ・ 都市緑地等の整備とうるおいのある空間の創出
- 2 - 9 農ある風景の保全(再掲)
 - 3 - 4 参照
- 2 - 10 都市農地の保全と活用(再掲)
 - 3 - 5 参照
- 2 - 11 水と緑のネットワークづくり(再掲)
 - 2 - 4 参照
- 2 - 12 水道事業の効率的な経営
将来の水需要にあわせた浄水場の統廃合により、浄水場の跡地利用についての検討を進めます。
 - ・ 生田浄水場機能縮小後の跡地利用の検討
- 2 - 13 関係行政機関等との連携(再掲)
 - 1 - 5 参照

5 施策推進のための方策

(1) 施策推進のための方策の体系



(2) 施策推進のための方策の内容

施策の方向	主な施策
水環境保全の施策推進	市民協働の推進
	国・近隣自治体との連携
	関係施策・計画との連携、整合
	評価システムの構築
	水環境保全を通じた国際貢献

- 1 - 1 4つの構成要素の関連性を活かした市民協働の推進

良好な水環境とは、主に水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことです。本市のような都市部での良好な水環境とは、自然と人間活動が適正なバランスで保たれた状態を言います。このような環境を目指すためには、市民のライフスタイルに合わせながら、あらゆる主体の環境保全活動を積極的に引き出していくことが重要です。

そのため、市は、市民のライフスタイルを十分把握した上で、まずはより多くの市民に対し、それぞれの関心や地域の特性に合った様々な形で水生生物や水辺地とのふれあいを楽しむ環境教育・学習、湧水地の保全活動への参加を促していきます。

また、日常の生活の中で使用する水や雨水、地下水、湧水、河川流量等の水の循環を理解することにより、水環境について考える契機として、水環境の保全に向けた市民の実践活動(生活排水対策への意識啓発、雨水浸透施設の設置)の促進を図っていきます。そして最終的には、市民のつながり(市民活動団体・町内会等)を通じた市民全体の環境保全行動が広がるきっかけになることを目指します。

取組の内容

- ・ 雨水浸透施設設置に係る普及啓発
- ・ 観察会など教育活動の充実・観察会等の実施(再掲)
- ・ パンフレット作成・配布など広報活動の推進(再掲)
- ・ 湧水地に関するホームページの開設、更新(再掲)
- ・ 「川崎市生活排水対策に関する指針」に基づく普及・啓発(パンフレット回覧)(再掲)
- ・ 広報紙等を利用した上下水道事業の情報発信
- ・ 上下水道事業に関する各種イベント実施、施設見学会の開催等
- ・ 水循環に関する学習支援
- ・ 多摩川教室・環境科学教室等の開催
- ・ 研究所の研究成果を活かした環境教育・学習を推進(再掲)
- ・ 環境学習支援事業(市民団体、小学校他)(再掲)
- ・ 研修、視察者及び見学者対応
- ・ 環境配慮の行動が全市的に広がることを目的に表彰
- ・ 河川愛護ボランティア制度の実施
- ・ 住民参加による多自然河川の整備推進(再掲)
- ・ 多摩川美化活動の推進(再掲)
- ・ 公共施設緑化の推進(再掲)
- ・ 地域緑化推進地区の認定(再掲)

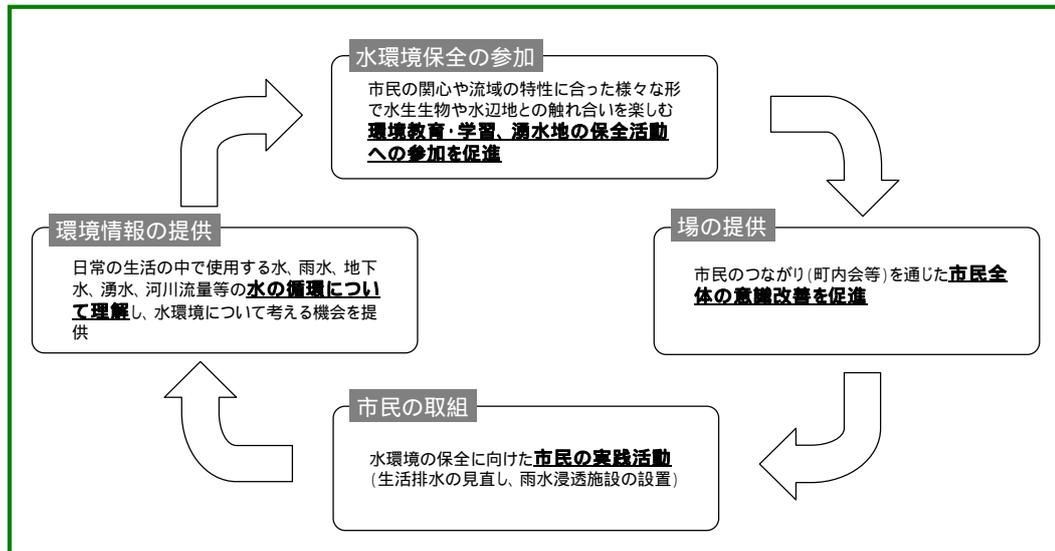


図7 - 1 市民協働の推進

- 1 - 2 国・近隣自治体との連携

これまで東京湾、多摩川水系、鶴見川水系において、東京湾岸自治体環境保全会議、多摩川流域協議会等、国及び近隣自治体との広域的な連携を図ってきました。

水環境は、単に市域内のみで完結するものではなく、東京都、横浜市等の近隣自治体と接しているため、広域的な取組が重要です。特に平常時の河川流量の確保、海域における水質改善等について、今後も国・近隣自治体と連携していきます。

取組の内容

- ・ 「多摩川プラン」に基づく施策の展開
- ・ 多摩川の水質保全の要請(再掲)
- ・ 「鶴見川流域水マスタープランのモデル計画」による河川整備
- ・ 近隣都市との連絡会等における情報交換(再掲)
- ・ 関係 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催

- 1 - 3 関係施策・計画との連携、整合

水環境は、緑の保全、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策、土壌汚染対策、環境教育・環境学習の推進等、様々な環境施策と関連しています。

本市では、緑と水のネットワークを形成しながら、本市の財産である自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」を目指した「緑の基本計画」を策定しています。また、「多摩川プラン」を策定し、「川崎の母なる川・多摩川」の魅力を一一人ひとりの市民が共有し、豊かな自然環境と多様な生命が共存しうる新しいライフスタイルを創造する取組を進めています。さらに、再生可能エネルギー源等の利用やヒートアイランド対策の推進等を基本施策とした「地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。今後は、人と自然の共生に向け生物多様性の保全に取り組むという視点で生き物の生息生育環境への配慮や生物多様性から得られる資源の活用などの取組を進めていく必要もあります。

これらの施策・計画との整合を図りつつ、雨水利用、洪水対策、地球温暖化対策等の水に関わる他の施策とも十分調整し、連携させていきます。

取組の内容

- ・ 管きょ施設(汚水・雨水)の整備(再掲)
- ・ 下水道に関する基本計画の策定・改定並びに下水道事業の運営(再掲)
- ・ 下水道技術に関する調査研究(再掲)
- ・ 水道事業及び工業用水道事業における地下水の適正利用(再掲)
- ・ 土壌汚染に係る調査及び土壌汚染処理対策の実施の指導・助言(再掲)
- ・ 生物定期調査の実施(再掲)
- ・ 市内河川水生生物調査(再掲)
- ・ 多摩川教室・環境科学教室等の開催(再掲)
- ・ 「川崎市環境教育・学習基本方針」に基づく取組の推進(再掲)
- ・ 「緑の基本計画」に基づく施策の展開(再掲)
- ・ 「多摩川プラン」に基づく施策の展開(再掲)
- ・ 「ニヶ領用水総合基本計画」に基づく施策の展開
- ・ 「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく施策の展開

- 1 - 4 評価システムの構築

4つの構成要素ごとの取組評価については、環境基本計画との整合を図りつつ、可能な限り数値化し、最終的には総合評価も可能なシステムを構築することにより、計画の適正な進行管理を目指します。また、本計画の推進委員会を設置し、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、施策の実施状況についても整理し、評価していきます。

取組の内容

- ・ 計画推進委員会の設置
- ・ 計画推進委員会による進行管理、評価
- ・ 調査研究成果を活かした環境教育・学習の推進と、市民等の環境保全活動等への支援
- ・ 地域で環境保全活動に携わる市民・事業者・行政によるパートナーシップ型市民組織活動の推進
- ・ 環境に配慮した活動を実践する市民・事業者等に謝意を示すとともに、環境配慮の行動が全市的に広がることを目的に表彰
- ・ 水・化学物質等に関する環境保全・改善に向けた調査研究、その成果の環境施策への反映及び計画的・科学的な環境施策の推進

- 1 - 5 水環境保全を通じた国際貢献

市では、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化対策に貢献するため、国連環境計画国際環境技術センターと連携し、海外の環境分野の専門家との環境技術に関する意見交換の場を設けることにより、本市の環境技術の情報発信、海外移転支援を行っています。

今後も、このような機会を捉え、市内企業の優れた水質の改善技術や水環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の水質汚濁対策等に貢献するため、積極的に本市の技術の発信、海外移転支援等を進めていきます。

取組の内容

- ・ アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催
- ・ UNEP プロジェクトへの協力・支援
- ・ 「国連グローバル・コンパクト」、「かわさきコンパクト」の推進
- ・ 中国瀋陽市との循環経済発展協定に基づく取組の推進
- ・ 世界の水環境改善に向けた上下水道分野における国際展開の推進

良好な水環境像

人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境

水環境の構成要素ごとの目標

水 量
 水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること

水 質
 公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること

水生生物
 水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること

水 辺 地
 人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

施策の方向

- 1
 現状の平常時河川流量を維持する

- 2
 適切な地下水量を確保する

- 3
 かん養機能を保全・回復する

- 1
 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす

- 2
 化学物質の環境リスクを低減する

- 3
 水質保全・監視を充実する

- 1
 水生生物の生息生育環境を保全する

- 2
 多様な水生生物との共生がなされる

- 1
 良好な水辺環境を保全する

- 2
 人と水のふれあいを育む

- 1
 水環境保全の施策推進

主な施策

- 1-1 雨水浸透施設設置の推進
- 1-2 湧水地の保全
- 1-3 河川の保全

- 2-1 地盤沈下・地下水位の監視
- 2-2 地下水揚水量の適正管理
- 2-3 地下水の適正利用
- 2-4 地形・水文地質の状況把握
- 2-5 雨水の有効活用

- 3-1 緑の保全・緑化の推進
- 3-2 樹林地等の保全
- 3-3 市民による里山の保全・育成
- 3-4 農ある風景の保全
- 3-5 都市農地の保全と活用
- 3-6 雨水浸透施設設置の推進(再掲)
- 3-7 雨水の有効活用(再掲)

- 1-1 排水の監視・指導の徹底
- 1-2 浄化槽の適正管理
- 1-3 下水道施設の整備と適切な維持管理
- 1-4 下水道事業の効率的な運営

- 2-1 化学物質対策の総合的な推進
- 2-2 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
- 2-3 有害化学物質の調査の充実
- 2-4 計画的・科学的環境施策の推進

- 3-1 水質監視体制の充実
- 3-2 生活排水対策
- 3-3 地下水質の監視
- 3-4 地下水汚染の未然防止
- 3-5 汚染地下水等の浄化対策
- 3-6 安全な生活の確保
- 3-7 水質事故措置体制の充実
- 3-8 水質保全の関係機関の調整

- 1-1 水生生物の定期調査の充実
- 1-2 湧水地の保全(再掲)
- 1-3 河川底の維持管理
- 1-4 河川の整備
- 1-5 地下水の適正利用(再掲)

- 2-1 市民啓発・参加の場づくり
- 2-2 環境教育・環境学習の推進
- 2-3 地域環境美化の推進
- 2-4 水と緑のネットワークづくり
- 2-5 水生生物の定期調査の充実(再掲)

- 1-1 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
- 1-2 河川の整備(再掲)
- 1-3 地下水の適正利用(再掲)
- 1-4 樹林地等の保全(再掲)
- 1-5 関係行政機関等との連携
- 1-6 市民啓発・参加の場づくり(再掲)

- 2-1 保全意識の共有
- 2-2 環境教育・環境学習の推進(再掲)
- 2-3 地域環境美化の推進(再掲)
- 2-4 市民啓発・参加の場づくり(再掲)
- 2-5 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- 2-6 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- 2-7 花と緑のうらおいのあるまちづくりの推進
- 2-8 身近な公園などコミュニティの場づくり
- 2-9 農ある風景の保全(再掲)
- 2-10 都市農地の保全と活用(再掲)
- 2-11 水と緑のネットワークづくり(再掲)
- 2-12 水道事業の効率的な経営
- 2-13 関係行政機関等との連携(再掲)

- 1-1 市民協働の推進
- 1-2 国・近隣自治体との連携
- 1-3 関係施策・計画との連携・整合
- 1-4 評価システムの構築
- 1-5 水環境保全を通じた国際貢献

環境区ごとに重点的に推進する施策

A1	A2	B	C	
A1	A2	B	C	
A1	A2	B	C	

		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D

A1	A2			

			C	D
			C	D
			C	D
			C	D

			C	D
			C	D
			C	D
			C	D

A1	A2	B		
A1	A2	B		
A1	A2	B		
A1	A2	B		
A1	A2	B		
A1	A2	B		
A1	A2	B		

A1	A2			

		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D

A1	A2			

		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D
		B	C	D

第8章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画に基づき、総合的に良好な水環境の保全を推進するためには、庁内の体制とともに、市民や事業者との連携による取組を図るよう、市民・事業者との協働の体制も必要となります。そこで、水環境保全計画の推進体制として、以下の体制を整備します。

市の推進体制

【水環境保全計画推進委員会】

庁内の関係部署で構成される市の内部組織で、計画の策定、変更及び見直し、水環境施策及び水環境行政の総合的かつ計画的な推進に関して総合的調整を行います。また、計画の推進に当たって重要となる進行管理に関して、年次報告書を取りまとめるとともに、年次報告書の点検・評価を受けた見直しについて、検討・調整します。

市民・事業者との協働の体制

【市民・事業者とのパートナーシップ】

水環境の分野で活動する市民・事業者とのパートナーシップについて、これらの活動や組織と連携を図るとともに、その活動を支援していきます。また、地域の水環境保全活動への参加の促進や環境に関する情報の共有化などを通じて各主体の社会的な責任の醸成を促します。これらにより、本計画の推進の役割を担う、市民・事業者との協働の体制の充実に努めます。

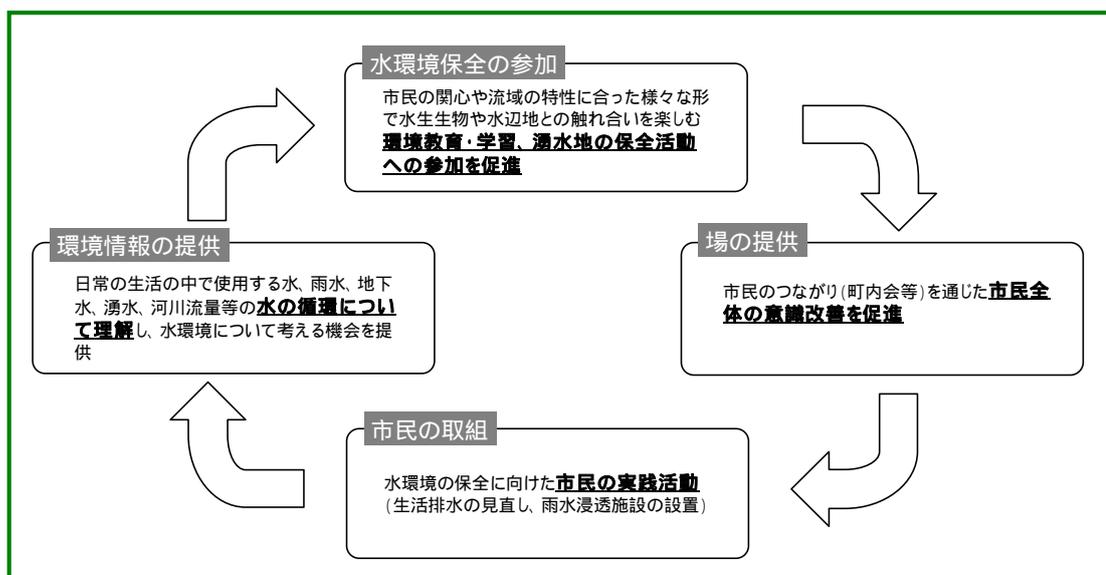


図8 - 1 市民協働の推進(再掲)

2 進行管理

(1) 進行管理の基本的考え方

総合的に良好な水環境の保全を着実に推進するためには、本計画に定める水環境の構成要素ごとの目標、指標について適切な進行管理を行うとともに、その達成状況について市民・事業者・行政という各主体の間で共有していく必要があります。

このため、庁内関係部局による水環境保全計画推進委員会を設置し、良好な水環境を保全するための施策事業を設定するとともに、計画の進捗状況を定期的に把握します。また、年次報告書を作成し、施策の実施状況、目標、指標の達成状況について把握し評価していきます。

本計画に基づく年次報告書は、環境基本計画年次報告書に反映させ、環境審議会に報告し提言を受けるとともに、市民・事業者等に公表し意見を募集します。こうした市民・事業者等からの意見を参考に計画の見直し等を図っていきます。

(2) 進行管理の手法

ア 計画(P L A N)

本計画に示した水環境の構成要素ごとの目標、指標を踏まえ、良好な水環境を保全するために実施する施策事業を定め、施策事業集を作成します。

施策事業集は、他の関連計画とあわせ、おおむね3年ごとに見直しを図り、施策事業ごとに定量的・定性的な活動量等の目標を定めます。

イ 実施(D O)

担当部署において、効率的、効果的な運営により施策事業を着実に実行します。

ウ 点検・評価(C H E C K)

良好な水環境を保全するために定めた施策事業について、本計画に定めた目標、指標に係る評価を実施します。

目標、指標には、施策事業を実施することで、直接成果物となる性質のもの(例:水質の環境目標等)と、施策事業を実施することで、結果的に成果となる状況が発生する性質のもの(例:水量の平常時河川流量等)があり、このことを踏まえて総合的に評価します。

評価結果については、庁内関係部局で構成する水環境保全計画推進委員会にて年次報告書として取りまとめ、インターネットのホームページ等を用いながら幅広く公表し、市民・事業者・行政という各主体の間で共有します。また、本計画の年次報告書は、環境基本計画年次報告書に反映させ、環境審議会に報告し提言を受けます。さらに、施策事業ごとの目標の達成状況等の把握については、川崎再生A C T I O Nシステムや環境基本計画年次報告書を活用しながら行います。

エ 見直し(ACTION)

良好な水環境を保全するために定めた施策事業について、本計画に定めた目標、指標に係る評価結果、水環境保全計画推進委員会や様々な主体からの意見を踏まえ、施策事業集の見直しを行います。

さらに、水環境保全に係る技術の向上及び社会情勢とともに、本計画に示した水環境の構成要素ごとの目標、指標と、その達成状況等を踏まえながら、必要に応じて本計画についても見直しを行います。

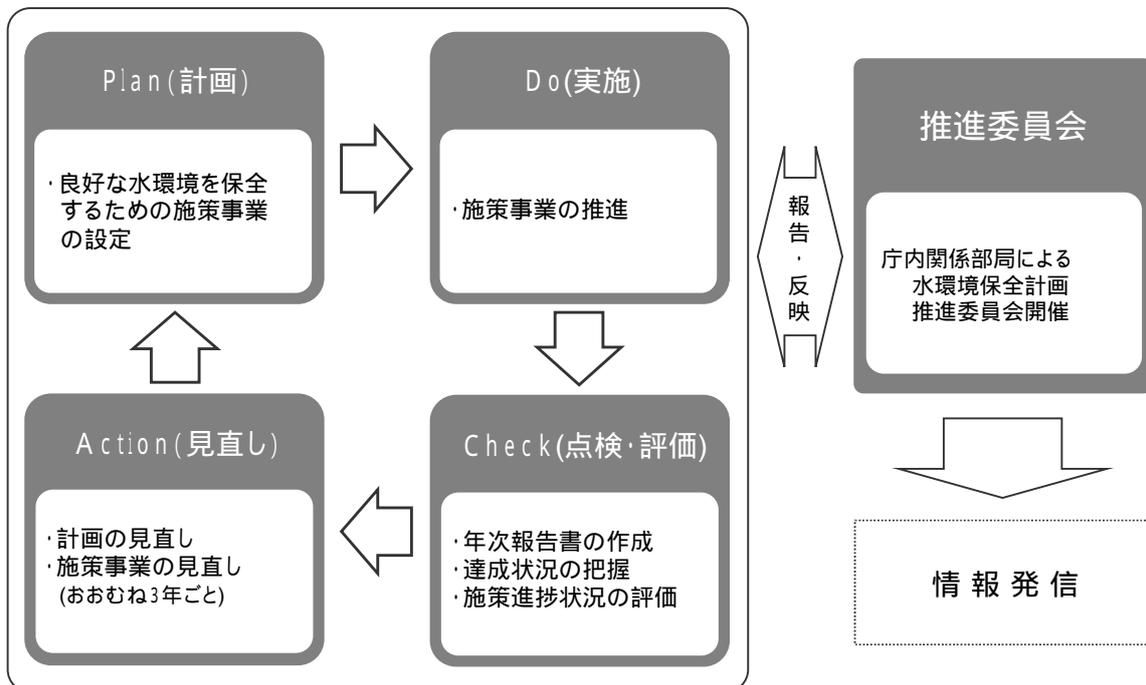


図8 - 2 計画のPDCAサイクル

(3) 関連計画の期間と施策事業

施策事業集は、環境や社会情勢の変化、取組の進捗状況等により、本計画の計画期間中に繰り返して変更が必要になると考えられます。また、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」、環境基本計画等と連携を図りながら進行管理を実施することから、関連計画の見直し時期とあわせて、おおむね3年ごとに施策事業集の見直しを行います。

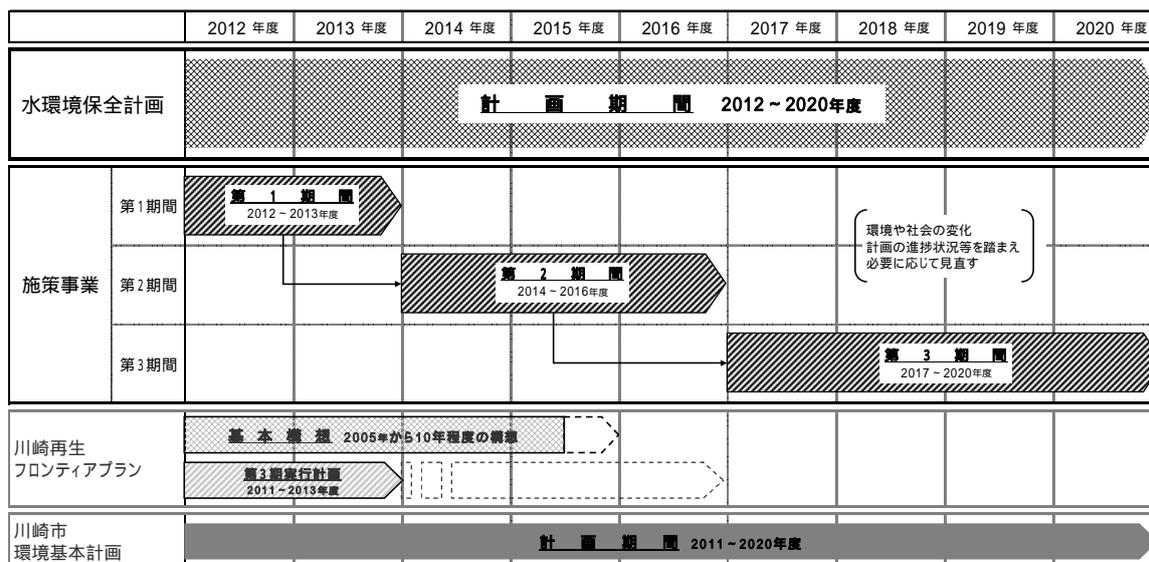


図8 - 3 計画の期間と施策事業

